

JLMA

実用性能認定制度

附則 1 - 6

製品サーベイランス実施要領

—2016 年度版—

日本ロック工業会

改正履歴

No.	改正年月日	該当部分	旧	改正後
1	2012. 02. 08	—	—	新規作成 (2011 年度版)
2	2013. 09. 27	表紙	製品サーベイランス実施要領書 2012 年度版	製品サーベイランス実施要領 2014 年度版
		3. 2	様式第 16 号	様式第 12 号
3	2015. 03. 02	3. 1. 1	変更申請があった場合は、変更申請に対する認定期日を 5 年の起算日とする。	変更申請があった場合でも、変更申請に対する認定期日は 5 年の起算日から変更しない。
		—	—	認定期間のフロー図を追加。
4	2016. 04. 05	表紙	2015 年度版	2016 年度版
		3. 1	<p>3. 1. 1 J LMA は認定された製品について性能表示内容の維持状態の確認を行うため認定後 5 年毎に実用性能を確認した試験データを提出することを求める。変更申請があった場合は、変更申請に対する認定期日を 5 年の起算日としない。(フロー図)</p>  <p>期限は 5 年目の認定日より前後 6 か月以内とする。</p> <p>3. 1. 2 J LMA は認定日より 5 年を経過した製品を市場より任意に抽出し、公的機関(建材試験センター、ベターリビング等)又は対象製品申請者以外の J L M A 試験所にて試験を実施して、その結果と提出された試験データに大きな差がなく品質・機能が維持されていることを確認する。(附図 J L M A 製品サーベイランスフロー参照)</p>	<p>J L M A は認定日より 5 年を経過した製品を市場より任意に抽出し、第三者的試験機関(建材試験センター、ベターリビング等)又は対象製品申請者以外の J L M A 試験所にて試験を実施して、その結果より認定されたグレードであることを確認する。(附図 J L M A 製品サーベイランスフロー参照)</p>

4	2016. 04. 05	4	実用性能認定制度料金表（附則1-4）による。	サーベイランスに関する試験費用はJ LMAが負担する。 該当製品の試験体費用については対象製品申請者負担とする。
		附図	<p>J LMA</p> <p>① サーベイランス該当製品の抽出。 (原則的に市場より製品の入手)</p> <p>② 公的及びJ LMA試験所のスケジュール確認。</p> <p>③ 該当メーカーに連絡</p> <p>-----</p> <p>該当メーカー</p> <p>① 試験依頼書の作成。</p> <p>② 試験用ジグの貸出し。</p> <p>③ 必要に応じて打合せを行う。</p> <p>-----</p> <p>公的試験所又はJ LMA試験所</p> <p>-----</p> <p>サーベイランス試験の実施</p> <p>-----</p> <p>該当メーカー</p> <p>-----</p> <p>※不合格の場合</p> <p>① 再試験の試験体はメーカーで用意する。</p> <p>② 試験依頼書の作成。</p> <p>③ 試験用ジグの貸出し。</p> <p>④ 必要に応じて打合せを行う。</p> <p>-----</p> <p>公的試験所又はJ LMA試験所</p> <p>-----</p> <p>サーベイランス再試験の実施</p> <p>-----</p> <p>※不合格の場合</p> <p>該当メーカー</p> <p>原因調査</p>	<p>J LMA</p> <p>① サーベイランス該当製品の抽出。 (原則的に市場より製品の入手)</p> <p>② 第三者的試験機関及びJ LMA試験所のスケジュール確認。</p> <p>③ 対象製品申請者に連絡</p> <p>-----</p> <p>対象製品申請者</p> <p>① 試験用ジグの貸出し。</p> <p>② 必要に応じて打合せを行う</p> <p>-----</p> <p>第三者的試験機関又はJ LMA試験所</p> <p>-----</p> <p>サーベイランス試験の実施</p> <p>-----</p> <p>対象製品申請者</p> <p>-----</p> <p>※不合格の場合</p> <p>① 再試験の試験体は対象製品申請者で用意する。</p> <p>② 試験依頼書の作成。</p> <p>③ 試験用ジグの貸出し。</p> <p>④ 必要に応じて打合せを行う。</p> <p>-----</p> <p>第三者的試験機関又はJ LMA試験所</p> <p>-----</p> <p>サーベイランス再試験の実施</p> <p>-----</p> <p>※不合格の場合</p> <p>対象製品申請者</p> <p>原因調査</p>

【目次】

1. 目的

2. 適用範囲

3. サーベイランス方法
 3. 1 サーベイランス方法
 3. 2 審査方法
 3. 3 審査結果
 3. 4 異議申し立て

4. サーベイランス費用

附図 : J LMA 製品サーベイランスフロー

1. 目的

J LMAは実用性能認定制度に基づき、認定された製品について継続性を確認するためにサーベイランスを行う。

2. 適用範囲

本要領書は実用性能認定制度に基づき、認定された製品のサーベイランスについて適用する。

3. サーベイランス方法

3. 1 サーベイランス方法

J LMAは認定日より5年を経過した製品を市場より任意に抽出し、第三者的試験機関（建材試験センター、ベターリビング等）又は対象製品申請者以外のJ LMA試験所にて試験を実施して、その結果より認定されたグレードであることを確認する。（附図 J LMA 製品サーベイランスフロー参照）

3. 2 審査方法

J LMAは、製品申請 審査チェックシート（様式第12号）に基づき審査を行う。

3. 3 審査結果

J LMAは審査結果が適正と判定された場合には、理事会決議を経て実用性能認定審査結果通知書（様式第2号）を発行し認定を継続する。
理事会決議までの間は審査委員会で決議の上、事務局から通知する。

3. 4 異議申し立て

J LMAは、書面での異議申し立てに対し審査委員会で内容を審議した上で当該申請者に回答する。

4. サーベイランス費用

サーベイランスに関する試験費用はJ LMAが負担する。
該当製品の試験体費用については対象製品申請者負担とする。

